

令和５年度 大阪市社会教育委員会第３回全体会 議事録

- 1 日 時 令和５年 12 月 21 日（木） 10 時 00 分～12 時 00 分
- 2 場 所 大阪市立総合生涯学習センター メディア研修室
- 3 出席者
(委員)
赤尾委員、柏木委員、小林委員、佐々木委員、鈴木委員、寺見委員、
中農委員、永田委員、松永委員、山内委員、若江委員
(教育委員会事務局)
多田教育長
臣永西成区長兼教育委員会事務局西成区担当教育次長
飯田生涯学習部長
比嘉生涯学習担当課長、宮崎社会教育施設担当課長
五條生涯学習担当課長代理
(オブザーバー) 渡邊天王寺区教育文化担当課長兼教育委員会事務局天王寺区教育担当課長
- 4 議事概要
 - 1 開 会
 - 2 あいさつ
 - 3 出席委員・出席関係職員紹介
 - 4 議案
 - (1) 大阪市識字・日本語教育基本方針の策定について（公開）
 - (2) 第４次生涯学習大阪計画進捗状況調査結果について（公開）
 - (3) 今後の生涯学習センターのあり方について（非公開）
- 5 議事要旨
事務局から、各議案について報告し、確認された。

[主な意見等について]

「大阪市識字・日本語教育基本方針の策定について」

(議案(3)「今後の生涯学習センターのあり方について」は会議非公開のため掲載しない)

【赤尾議長】

事務局から、議案(1) 大阪市識字・日本語教育基本方針の策定につきまして、説明をお願いします。

【事務局】

大阪市識字・日本語教育基本方針については、11月21日の教育委員会会議で議決、12月に市長決裁が完了し、おかげさまで策定作業が完了しました。現在、ホームページ等の公開に向けた作業を行っているところであります。8月28日の第2回社会教育委員会会議では、パブリックコメントの結果概要について取りまとめの途中であったため、暫定版としてご

報告しましたが、その後、パブリックコメントなどのご意見を踏まえて、必要なものについては基本方針の本文に反映をしたことから、改めてご報告させていただきます。

資料の1-①パブリックコメントのご意見としては、基本方針全体に関すること258件、基本方針各章・施策の方向性に関すること645件、その他、基本方針の記載にかかわるご意見や、パブコメの手法等に係るご意見、本基本方針に関わらない、教育行政や市政、外国人労働者に関するご意見など、全部で809通968件のご意見が寄せられています。なお、1通で複数件のご意見が含まれているものの集計の仕方などにより、意見総数が前回お示した暫定版とは少し異なっています。寄せられた全てのご意見及び本市の考え方については、かなり膨大なデータとなるため、本日の会議では添付をしておりません。資料1-①「パブリックコメント実施概要」にホームページアドレスを載せているので、お時間がありましたらご覧いただければと思います。

基本方針の策定に当たっては、社会教育委員会でも、昨年度2月の会議以降、5月の書面審議、8月の会議においても様々なご意見をいただいたところです。パブリックコメントでのご意見と合わせて、基本方針へも反映をさせていただきましたが、改めて、今後の施策・事業の方向性を中心に、資料1-②「概要版」に基づき、ご報告をさせていただきます。詳細につきましては、資料1-③本文をご確認いただければと思います。

まず、概要版表面の「目的」の部分、本基本方針につきましては、本市の社会教育領域における識字・日本語教育の充実に向け、今後のめざすべき姿と、その実現に向けた施策の基本的な方向性を示すことを目的としています。

表面、一番下の「めざすべき姿」をご覧ください。めざすべき姿としては3点、こちらに記載しているとおりですが、「『言語習得はセーフティネットである』という考え方を全庁的に位置づける必要がある」、「タイトルに大きく人権保障を掲げるべき」といったご意見をいただいたことから、「目指すべき姿①」については、「人権に根ざした言語習得機会の保障」としております。今後、この前提を全庁的に共有し、施策を進めてまいりたいと思っております。

続いて、「めざすべき姿③」において「日本語が不自由な人たちが、言葉を理由に差別を受けることがないような社会にすることも必要」、「言語面だけでなく、さまざまな障壁をなくす取組が必要」、「読み書きや日本語の会話に不自由している人々をなくしていく取組と、そうした人々が不利益を受けることなく、全ての市民が暮らしやすい社会を実現する取組の双方が必要」といったご意見もいただいております。日常生活や社会とのかかわりにおいて制約となる障壁を取り除いていくことの重要性と、そのための相互理解の促進が欠かせないことを記載しています。

概要版裏面をご覧ください。裏面、中盤から下部にかけましては施策の方向性について記載しています。まず、「方向性1」の「識字・日本語学習の機会や場の充実」といたしまして、「質と量の両方を担保していくことが必要。今後はボランティアだけでなく、専門性を持った人による学習支援も必要になるのではないか」とのご意見をいただいております。また、パブリックコメントでも、「入門・基礎レベルの日本語教室と交流を通した

識字・日本語教室の役割分担を明確にする必要がある」とのご意見をいただきました。我々としても、これら双方の学習機会の充実を図るとともに、連携しながら学習機会の保障を行っていくべきと考えており、今後、具体的に施策の充実を図る中で、これらのご指摘を踏まえた対応を図っていきたいと考えています。

同じく「方向性1」③「ICTの活用により量的な拡大と質的な充実の糸口ができるのでは」というご意見もいただきましたが、「方向性1」③において、「ICTの活用など学習参加の制約を取り除く工夫」について記載しております。実際に今年度より大阪国際交流センターにおいて、オンラインでの日本語教室を開設しているほか、文化庁でも日本語学習サイト「つながるひろがるにほんごの暮らし」を17言語で展開をしており、これらのデジタル学習教材の情報提供も継続的に行ってまいりたいと思っております。一方で「デジタルを活用した学習に対応できない方もおり、多様性に対応した学習支援の視点も必要」とのご意見もいただいております、さまざまな学習ニーズに対応できる形を模索してまいりたいと考えているところです。

続きまして「方向性2」について、「人材養成の今後の展望」についてもご意見をいただきました。学習ニーズが高まる中で、識字・日本語教室の充実に向けた人材養成は今後の大きな課題であると認識しており、方向性2①「人材の養成・確保」において、「ボランティアと教室とがつながる仕組みづくり」「新たな人材確保」などについて記載しております。本基本方針に基づき、具体的な取組を早急に進めてまいりたいと考えております。

続きまして「方向性4」について、識字・日本語教育の推進に向けた体制の整備について述べておりますが、「既存のものを拡大するというよりは仕組みづくりを」というご意見もいただいております。識字・日本語教育を進めていくためには、教育委員会だけでなく、市全体での取組が必要であることは認識しておりますが、現段階ではなかなか市内部での役割分担が十分ではないと考えております。今後、基本方針に基づいて施策を進めていくにあたり、体制の構築や、全体をコーディネートする役割の設定などを考えていく必要があります。概要版の説明については以上です。

現在、来年度の予算要求に向けた作業も進めておりまして、前回の社会教育委員会議でご報告した、入門・基礎レベルの日本語学習機会の開催頻度の増や短期集中型の学習機会のモデル実施、区や学校等と連携した学習機会に関する情報発信・情報提供の強化などといった事業の具体的な実施に向けて、準備作業に取り組んでいるところでございます。

【赤尾議長】

今回は、策定の報告ということで、ただいまのご説明についてのご質問や、このタイミングでぜひ言っておきたいことがありましたら、委員の皆様からお願いしたいと思います。

【鈴木委員】

既に市長決裁を終えられたということですので、今後に向けて発言をさせていただきます。この間の作業に私自身も関わっておりまして、いろいろな調整のもとに、やっと理念と施策の方向性が改めて明確に打ち出されたと思っております。その点につきましては、地域、識字・日本語ボランティアの方々、関係各所の皆さんのこの何十年の活動の蓄積の

もとに、この施策になったと高く評価しております。とりわけ言語習得そのものをセーフティネットと表記されていますが、機会の提供は行政の責務であり、すべての人の権利ということで位置づけたというところにつきましては評価をしております。

今後は、理念と施策の方向性、それから対象が明記されたということになりますと、実施体制がポイントになってくるかと思います。とりわけ大阪市の場合は、教育委員会、首長部局も含めて多岐にわたる調整を必要としております。なので、先ほどもおっしゃっていましたが、全市的に広げていくというところですね。こちらにつきましては、もう一つクリアすべきハードルがあると思っております。

今現在、国のほうも動いておりまして、文化庁が教材を作ったり、来年度は、この地域日本語の所管が文化庁から文科省に移管されます。いわゆる地域の日本語教育と学校現場の日本語教育が別々だったのですが、これが文部科学省に移管されるということです、一元化される体制がつくられるわけです。そういった意味では、リソースは一定そろってきている中で、今後、大阪市なりの体制をどのようにつくっていくかというところにつきましては、もう一度、社会教育も含めて、増え続けるニーズ、あるいは言語習得は権利であるというベースのもとに調整が必要になってくるかと思っておりますので、また、その具体的な行動計画、推進本部の中での体制も含めて議論を期待したいと思っております。

【赤尾議長】

市長部局との連携であるとか、それから今後の実施体制、あるいは行動計画、こういったことについて少し重要な論点が出てきたかと思っておりますので、これにつきまして事務局のほうから何かコメントがありましたらお願いします。

【事務局】

この間、方針の策定に当たりましては、ご意見、ご協力をいただきましてありがとうございました。

鈴木委員からご指摘いただいた点につきましても、これから力を入れていかないといけない視点だと思っております。推進体制につきましては、前回にもお話ししました識字・日本語教育施策推進部会を設置しまして、大阪市の関係する部局を委員として連ねて、その中で情報共有を図り、既に2回開催しているのですけれども、その部会の中でどんな施策を優先して打ち出していくべきか検討し、来年度も引き続き開催し、来年度は具体的な取組、行動計画に近い形のものをつくっていきたいと思っております。適宜、社会教育委員会会議で情報を提供させていただいて、そこで、ご意見をいただく機会を設けていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【鈴木委員】

今後、やはり教育委員会、首長部局の中での体制づくりとともに、やはり地域、あるいは外国にルーツを持つ学習者、それから潜在層との対話のチャンネルをいろんなところで作っていただけたらと思います。どうしても行政管理となりますと、行政の中での調整になると思うのですけれども、地域や様々な事業者も含めて、多様な主体との連携を進める上での仕組みづくりというところです。恐らく今後は、日本の多文化共生、やはり言語を

中心に共生を進めていくというところになるかと思います。日本語であったり識字であったりというところが軸になってくるかと思います。共生を進める上では、やはり地域が非常に重要なファクター、アクターになってくるかと思いますので、地域、外国にルーツを持つ人たち、若い層も含めた対話のチャンネルをぜひつくっていただきたいなと思っております。

【若江委員】

資料1②の右側のグラフは何年度のデータでしょうか。

【事務局】

令和2年の国勢調査のデータになります。

【若江委員】

やはりここにもあるように、大阪市は未就学者及び最終卒業学校が小学校の人数が非常に多く、今回まとめていただいた、言語の部分っていうのも非常に大きな要因だと思います。ですので、目指すべき姿が本当にクリアになったのは良かったなと思っていまして、言語習得というのは人権に根差しているということ、そして、それによって社会参画がなされて、どの社会でも要するに共生社会が実現していくということですので、その点で、先ほど鈴木委員からもありましたように、大阪市が全包围網で取り組むことが不可欠で、それをシンプルに申しあげると、やはり学校教育と社会教育がうまく融合しないといけないと思います。

今、大阪教育大学では、特にこのインクルーシブ社会に向けて、今までの、選択制ではなく、必修でインクルーシブ社会について学ぶ授業を立ち上げてくださってまして、その中の一番には、身近にいる共通の言語、日本語を話せない子どもたち、たまたま今の大学生は、そのことをあまり知らないままです。でも、今はそれが学校の中にも2割程度、小学校の中でもいらっしゃるというところなので、そこを学校教育の中の教員養成課程からも変えようとしておられる、その接続性のある取組は非常にいいと思いますし、資料2ページ裏面の方向性に、人材養成と教室運営支援のところで、前にも申し上げましたが、日本語教師の資格取得中の方やボランティアだけにとどまらず、学校教育をうまく絡めて、高校生なんかをもっと活躍していくという、それによって共生社会にも参画者があるということを実感していくことなどもすごく大切だと思いますので、鈴木委員から情報提供いただいた、所管が文化庁から文科省になるっていうようなこともあり、大阪市は本当にそうやって教員養成、そして教育委員会ですね、そこから現場とずっとうまくつなげていく、その絵をもう少し、これから具体的に描けていけたらよいのではないかというふうに感じました。

【松永委員】

若江委員からもありましたように、大阪教育大学は教員養成の大学でして、大阪を代表する、関西を代表する養成大学でございますので、その責任というのは大きく捉えておりまして、まだいろんなこと知らない学生もおりますので、それが大学学内での教育を通して、本当に現場の教員になったときに、多様な子どもたちの教育に対応できるような人材

をこれからも責任を持って教育していきたいと思っております。

【赤尾議長】

教員養成の段階から、そういった形で問題に関わり対応できるような人を育てていくということは、とても重要なことだと思います。

【佐々木副議長】

事務局、鈴木委員からもありました、次の体制づくりの検討は、時間的にはどれぐらいのスパンの見通しみたいなこと、あと2年でできるようにしますとか、何かそういうのはあるのでしょうか。

もう1点は、めざすべき姿が3つ出ていまして、いろんなご意見を伺いながら、こういうことになったというのはよいことだなと思うのですが、①人権に根ざした言語習得機会の保障はどんな言語習得機会なのだろうというふうに思いました。人権ということに、この言語習得が結びつかなければいけないということを前面に打ち出したというのはとてもよいことだと思うんですが、その具体像みたいな、例えばこれを学生に授業で説明したときに、②と③はそれなりに説明できると思うのですが。今までのお話を伺っていると、私の理解では、とりあえずニーズがある、今まで教育の機会にあずからなかった人たちに、まず量的拡大していこうということが①で、必要な人には全て届けるという理念を掲げたうえで、その学習機会の中の学習の質みたいなのは②、③につながってくるような形を実現するような学習の質を保障しようと、そういう理解で大丈夫なのでしょうか、ということをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

まず1点目の今後の見通しにつきましては、なかなか私たちも、本当に庁内の関係局と連携してやっていくということが実際には非常に難しいことがあります。まずは地固めをしている段階ですが、来年度の予算要求、また令和7年度の予算要求に向けては、何か具体的な目標を目指せるよう進めているところです。

【佐々木副議長】

今から10年という話じゃないのですね。

【事務局】

そうですね。そこまで待ってられないかなと思いますので、1年1年本当に形にしていきたいです。先ほど申しあげたように、早速令和6年度には、教育委員会のほうでは既に拡充の予定もしておりますので、そこは着々とできるところから地道にまず進めていくスタンスで取り組みたいと思っております。

また、2点目のめざすべき姿①人権に根ざした言語習得機会の保障につきましては、副議長からご指摘いただいたとおりで、私たちも同じように考えているのですが、基本的に、その言語習得は、まずセーフティネット、それが人にとって一番生活するうえで必要な権利であると、そのベースに立って進めていくと。もともとこの方針は、入管法の改正に伴い、国で日本語教育推進法をつくり、そこで努力義務化されたことによって始まったものだけでも、大阪市としては、単に外国人労働者として捉えるということにとどまら

ず、生活者として地域の中で生きていくために私たちはこれを進めますという、そこを訴えるといえますか、基本理念として掲げるということをこの言葉に込めているとご理解いただければよいかなというふうに思っているところです。

【佐々木副議長】

例えば、講座として開催された日本語教室だけでなく、それ以外の生活の中で、ある程度ノンフォーマルにいろんな相談ができたり、アプリで勉強したいときに勉強することができたりとか、色々な学習が展開していくような機会まで保障するというイメージがあるのかどうかというところですかね。教室頑張るぞという話なのか、機会の保障っていうのはどの辺りのことを考えているのだろうかというのが、イメージしきれていないところです。

【事務局】

私どももなかなかうまく明確にご説明ができていない部分かもしれないのですが、先ほども説明させていただきました双方が必要ということがあったと思います。基本的に話せるような基礎レベルの話せる上での言語習得と、そして、生活の中でのいろいろな困ったこととか、そういったものが交流の中で解決できるような仕組みと、その両方を大切にしていきたいというイメージで考えております。

【寺見委員】

実は私も機会の保障を実動していくのに、より効果的にしようと思ったら、外国人労働の方々のバックグラウンドがどうなのかいうところ、要するに生活とつながっていくためには、現金収入がどの程度あるのかとか、それから大阪市の中でどういう方々がどこに一番いらっしゃるのかとかいうような基礎データというか、ニーズ調査が必要なのかと思ひまして、資料1②のグラフは国勢調査ということでしたが、大阪市の区別にどうなのだろうということ、大阪市内でどうなのか。

もう一点は、外国人の方々は非常に流動が激しいとは思いますが、どの程度の生活レベル、所得がどの程度なのか、それから教育委員会で、こういうとてもすてきなプログラムを準備されても、それを本当に自分がそこに行くことができる状況に皆さんがあるのかどうかということが非常に重要なかなと思ったんですね。今後、これを実践していけるにあたって、方向性3①学習者の生活支援・生活相談との接続という部分がとっても重要なのではないかなというふうにお話をお聞きして思いました。これは教育委員会のお仕事じゃないのかもしれないですけど、それはその連携ということで、なかなか縦割りで難しいというお話しをされていましたが、把握される必要があるんじゃないかなと。せっかくよいことをしても効果が上がらないというようなことにならないようにしてほしい、していただきたいというふうにお話を聞いていて思いました。

そういう意味では、大阪教育大学で非常に頑張られてしているのであれば、大学との連携というのも考えていただいて、若手の力で実践的に展開していただくような仕組みづくりもあってもいいのではないかなというふうに思いました。

【赤尾議長】

何区では外国人の方たちが多いとか、そういったところについてはいかがでしょうか。

【事務局】

市民局が外国人住民アンケートをしております。外国籍住民の人口のデータの統計を取っております。区単位というよりも、もっと細かい単位、町別ぐらいの単位でデータはありますので、その辺りもしっかり見ながら施策を進めていこうと考えております。あと、方向性3①が重要だが、これが教育委員会、社会教育がっていうところの問題があるということなのですけれど、確かに大阪国際交流センターが、基本的な相談という点では、一番メインになる窓口になってまいりますし、そこと生活に身近な区役所というところが当然まず連携することが大事なというふうに思っております。教室で頑張るのもそうですし、また方向性3のところでは相談というレベルにとどまらず、社会全体で支えていけるような関係性づくりっていうところまで、先としては見据えているということですので、先ほど佐々木副議長がおっしゃった、もっと何か地続きというか、生活につながっている、そういうところを、ここは時間がもちろんかかると思うのですけれども、つなげていきたいなというふうに思っております。

【寺見委員】

ぜひよろしくをお願いします。方向性①が一番重要なのは分かるのですが、これを全部やろうとすると、経費がかかってしまう。要するに、どこに重点を置くかという重点政策をやっぱり考えていただいて、どこでそれを展開していくかという拠点事業を考えられたほうが効率的だと思います。今おっしゃった、町別で把握されているということであれば、むしろボトムアップに考えていかれたほうが、こういうのをやっていますから来てくださいじゃなくて、こちらからアウトリーチしていくような形の展開をしていかれないと、財政的にも効率が悪いと思うのです。平等性ということもあるから、みんなに全市に全体でというの分かるのですが、そういう平等性ではなくて、必要なところに必要な手が届くという平等性を考えた展開の仕方をしていかれたらよいのかなと。今、お話を聞きして、先々を見据えてじゃなくて、今それを見据えて、そこからスタートしていく体制づくりのほうが効果的で、逆転の発想をされたらどうかというふうに思いました。

【赤尾議長】

どこに力点を置いていくのかということです。ご答弁をお願いします。

【事務局】

本当におっしゃるとおりだと思います。限りある財源をどのように有効に使うかということもありますし、先ほど鈴木委員がおっしゃっていただいた行動計画にもつながっていくのかなと思うのですけれど、まず、教育委員会の施策として、まず方向性1①、②の充実を図っていくというところが一番であるというのは事実ですが、方向性3に対する施策としては、おっしゃっていただいたように、集中地域があるところで具体的にモデル的な取組みなども進めていきながら、それをほかのところにも広げていただくというやり方が有効なのではないかなというふうには考えております。

ただ、それこそ優先順位というところという、方向性1①が一番最優先だろうという

ところで、今、取組を始めたばかりですので、その辺りは先ほど申し上げました部会のほうでいろいろと検討しながら、どこに手だてをしていくのが一番有効かということも含めて検討しながらやっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

【赤尾議長】

私のほうから1点。方向性2識字・日本語教育の充実に向けた人材養成と教室運営支援というところでは、実は私は今年の6月に、都島区のある小学校の生涯学習ルームの日本語教室を拝見させていただく機会がございました。そこで分かったことは、圧倒的に教える方が少ない、そして学びたい方が多いということで、本当に残念なことかもしれませんけれども、学びたいという外国人の方たちを、待ってくださいという形で止めているというのですね。これは圧倒的に、やはりうまくその辺が回ってないなという印象を受けましたわけです。

ここで書かれている、人材の確保とか、この辺についてはどういうふうにお考えになっているのでしょうか。何かそこはすごくせっぱ詰まっていて、日本語がしゃべれる方なら誰でもいいみたいな形で指導者の方を募集しているのだけど、なかなかそれがいないということで、また、やってもすぐやめてしまうという、こういった問題が現実にあるわけですが、いかがでしょうか。

【事務局】

本当に私たちも全くこれは同じ課題を抱えておりまして、ボランティア、教える側の人材の確保っていうのを早急に取り組まないといけないなというふうに思っているところです。なので、ボランティアの入門講座ですとか、あと、そういったものを充実させていくことですとか、それこそ学生ですとか高齢者の方ですとか、そういったボランティアに携わりたいという方に対する募集をもっと積極的に広報していくとか、本当に地道なことですけれども、まずはそういった確保に努めていくっていうことは検討しているところです。あと、本当に委員の皆さんのご意見がこんなにたくさん出るということは、すごく大事なことで、私たちは再認識しておりまして、また改めて議論をしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【赤尾議長】

それでは、議案（2）第4次生涯学習大阪計画進捗状況調査結果について、説明をお願いします。

【事務局】

令和4年3月に策定いたしました第4次生涯学習大阪計画においては、計画が掲げる成果指標に基づき計画全体の進捗状況の確認を行うこととしております。

まず、資料2-①令和4年度生涯学習大阪計画進捗状況調査結果についてご覧ください。また、資料2-②第4次生涯学習大阪計画成果指標管理表（令和4年から7年度）がその指標の一覧となっておりますので、併せてご覧いただければと思います。資料2-①各スライドの左下にある番号に沿ってご説明します。スライド番号2にありますように、第4次生涯学習大阪計画においては、2つのめざすべき未来像「誰もが主体的に学び続け社会に参

画できるまち」、「多様な市民が支え合い共に生きるまち」を掲げています。それらの未来像を達成するための基本的な方向（１）誰一人取り残さない生涯学習支援、（２）ライフステージに応じた生涯学習支援、（３）支え合い共に生きる社会を創る生涯学習支援に、スライド番号３のとおり、（１）には２つ、（２）には３つ、（３）には４つの施策を位置づけています。スライド番号４以降には、各施策の概要と成果指標の達成状況、施策ごとの取組例について記載をしております。施策ごとの成果指標の達成状況の数値については、Ｒ４（２０２２）年度欄のとおりとなっております。達成状況分類の欄は、例えばスライド番号６の下のとおりにありますように、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄと達成状況を分類しておりまして、Ａは順調に進捗、目標値を達成しているものです。Ｂは令和７年度の目標値には満たないけれども順調に進捗しているもの、Ｃは令和２年度または３年度に測定した計画策定の際の現状地を達成できていないが、改善方策を検討しつつ進めていくもの、Ｄはコロナの影響等による測定不能等としております。

なお、この計画では最重要目標を２つ設定しており、指標№.10の、「現在、またはこの１年間のうちに、一定期間継続した生涯学習活動を行ったことがある市民の割合」、また、指標№.19「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営など、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」に対して、肯定的に回答する小・中学校の割合」としております。

まず、スライド番号４からの（１）-①「多様性と包摂性に基づき学びを支援します」につきまして、スライド番号６にありますように、成果指標の達成状況は指標№.1は分類Ａ、指標№.2は分類Ｂ、指標№.3は分類Ｂとしており、順調に進捗しています。スライド番号７、この施策の取組例では、識字推進事業を挙げております。コロナ禍の中でも指導者養成、識字・日本語教室などを工夫しながら実施し、また新たな識字・日本語教育体制の構築に向けての会議なども開催してまいりました。スライド番号８の（１）-②「ＩＣＴを活用して学びを支援します」につきましては、指標№.4、オンライン講座・研修機会の提供数が、令和２年度の110事業を下回る結果となり、分類Ｃとしております。これは、コロナ禍で学びの手法について試行錯誤する中で、特に交流等を目的とする事業においては対面での実施がより有効であり、対面とオンラインの使い分けについて、事業目的や対象等によって精査できるようになってきたことも、理由の一つではないかと考えております。

指標№.5、生涯学習センターのオンライン講座・研修に参加することで、より参加しやすくなったと回答する参加者の割合については、分類Ａとしております。次のスライド番号１１にありますように、この施策の取組例では、ソーシャルメディアの活用による情報発信を挙げております。これは第４次生涯学習大阪計画において新たにに取り組んでいるところなのですが、生涯学習にかかる情報を、従来のホームページ等での情報発信手段に加え、ツイッター・ライン・フェイスブック等による情報発信を行うことにより、速やかな情報伝達を図り、生涯学習につながる機会を増やせるよう、新たにに取り組んでいるところです。

スライド番号12(2)-①「子ども・青少年の学びを支援します」、また、その次の(2)-②「成人の学びを支援します」、また、(2)-③「高齢者の学びを支援します」につきましては、資料をご参照いただければと思います。

スライド番号26(3)-①「人材育成を図ります」につきましては、「現在、またこの1年間のうちに、一定期間継続した生涯学習を行っている市民のうち、生涯学習活動で身につけた知識・技術等の成果を、ボランティア活動や地域活動に活用している市民の割合」が分類C、ボランティアの育成・スキルアップを目的とした学習・研修機会の実施数は分類Aとなっています。この指標No.13がC評価の理由につきましては、長引くコロナの影響で生涯学習活動自体が難しい中で、ボランティア活動、地域活動の機会も制限されたことが大きかったのではないかと考えております。

その次のページ、この施策の取組例といたしましては、生涯学習まちづくり市民大学「いちょうカレッジ」を挙げております。この事業は、本日お配りしている資料「まちづくりのたね」が事業報告書となっておりますので、ご確認いただければと思います。

スライド番号28(3)-②の「家庭教育を支援します」につきましては、スライド番号30の成果指標を見ていただきますと、大阪市教育委員会「親力アップサイト」アクセス数は分類C、家庭教育充実促進事業参加者のうち、子育ての悩みや不安が解消・軽減したと回答する割合は分類Aとなっております。この親力アップサイトのアクセス件数が少ないことにつきましては、もちろんコロナの影響もあるところではございますが、まだまだこのサイト自体を知っていただけていないとも言えると思いますので、引き続き、情報発信の方法を工夫してまいりたいと考えております。

次に、スライド番号32(3)-③「教育コミュニティづくりと地域学校協働活動を推進します」につきましては、スライド番号36にある成果指標について分類A、B、Cとなっております。指標No.19の地域学校協働本部やコミュニティ・スクールの推進に係る指標につきましては、こちらも長引くコロナの影響で、学校の取組自体がかなり制限を受けておまして、もちろん学校への地域住民の参画も難しかったのではないかと想定されます。こちらについても最重要目標でもありますので、力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

スライド番号38(3)-④「学びによるネットワークづくりや、企業・NPO・高等教育機関など多様な主体との連携・協働を進めます」につきましては、スライド番号40の成果指標を見ますと、指標No.20市民の交流やつながりを目的とした事業の実施数は分類B、指標No.21大学・企業・市民団体・NPOと連携した事業の実施数が分類Cとなっております。こちらも分類Cの理由としましては、生涯学習事業自体がコロナで難しい中で、そういう多様な主体と連携する機会も同様に難しかったことが理由になるかと考えております。全体的に令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長く続いたことから、事業中止をせざるを得なかったり、縮小開催をしたりという事象が様々な事象で生じておりました。その中でも各部局、関係施設でそれぞれ工夫をしながら事業を実施したところです。令和5年度につきましては、また後のご報告となりますけれども、新型コロナ

5類移行に伴いまして、それぞれ改善傾向が見られていますので、またよいご報告ができるのではないかと考えております。

【赤尾議長】

ただいまのご説明についてのご質問がありましたら、委員の皆様からお願いしたいと思います。

【柏木委員】

先ほどの件に関しても簡単に3点申し上げたいと思います。ICTの活用について、ICTはオンラインで活用するというだけではなくて、例えば先ほどの赤尾議長がおっしゃった人手が足りないところであれば、AIドリルを入れる、特に外国ルーツの方につきましては、翻訳機能が備わっていて、とても有効な学びのコンテンツっていうものがあると思いますので、そういうものも活用しながら、ICTをオンラインだけじゃなくて学びの中に導入し、どう活用していくのかということを考えると、もっと活用の仕方はたくさんあると思うので、そういうところにも目を向けていってもよいかなと思います。

それから、ICTは外国ルーツの方だけではなくて、実は高齢の方に関しても、この使い方を広げていくと、高齢の方が結構ネットワークを広げたりするような例があったり、例えば、農産物を作ってらっしゃる方も、ICTを自分流に使えるようになると、メルカリで売って、みんなで地域おこしをしているような例とかも最近聞きますので、もう少し指標を広げてでもいいかなと思います。そして、いろんな対象の方が使えるようにするのも現代社会を生きていく上で、とても有効なツールかなというふうに思っています。

それから、コミュニティ・スクールのことですけれども、地域住民との連携とか参画いただくことが少ないというところですが、今、学校では、やはりオンラインも使いながら連携相手を自分の地域、コミュニティ、校区だけではなくて、非常に大きく広げているような状態でもあるかなと思います。そのため、コミュニティ・スクールの指標について、コミュニティ・スクールという校区で考えがちなのですが、もう少し広げて連携対象を大きく捉えると、指標の数値が上がってくる。しかも、学校教育の充実を考えると、やはり自校の中での地域だけではなく、より広く地域を捉えて、いかにネットワークを組んで学校教育の質を上げていくのかということの非常に大きな狙いにはなりますので、この辺、もう少し指標を改変してもいいかなという意見です。

【事務局】

ICTのことにつきましては、ご指摘のとおりオンライン講座の充実にとどまらず、様々な情報発信について活用するとか、学びの中で活用するということは私どもも検討していきたいと思いますし、生涯学習センターでも考えていきたいと聞いていますので、連携して取り組みたいなというふうに思っているところです。

また、その高齢の人への活用ということも非常によいアイデアだなと思いましたので、私どもで共有して、また検討していきたいと思っております。

あと、コミュニティ・スクールに関する指標のことにつきましても、学校と地域のみならず、様々なネットワークの活用も盛り込んでいくことを検討していきたいと思っている

ところでは。

【小林委員】

指標No.13、14の人材育成の部分に関して、指標No.14ボランティアの育成・スキルアップを目的とした学習・研修機会の実施数というのが爆発的に多く実施されていますが、それが指標No.13に活かされていないのではないのでしょうか。学んだことは良いことだが、実際にそこから展開に結びつきづらい状態というのがこの数値から読み取ることができると思うので、こういったところに関しては、改善策というか、どうしていけば好循環に回るのか考えなければならないのかなというふうに思いました。②「家庭教育を支援します」について、指標No.15大阪市教育局「親力アップサイト」アクセス件数が、指標No.16家庭教育充実促進事業参加のうち、子育ての悩みや不安が解消・軽減したと回答する割合につながっているという相関は特にはないと見てとれるので、逆に評価の部分で、なぜA評価が結果として出たのかということを深めていけば、もっと手だてというのも有効的に活用できるんじゃないかなというのは、この進捗状況から学べた、気づけた点かなというふうに思いますので、最終、令和7年度に向けて改善していけばいいかと思っております。

【赤尾議長】

②「家庭教育を支援します」の指標No.15、16の達成状況分類の指摘につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

講座を受けた方や機会に接した人は、「良かった」という反応をいただいておりますが、そこに至るまでのところでの情報がまだ行き渡っていなかったり、そういったきっかけを私たちのほうがなかなか提供できていなかったりという、そういうことが如実に現れたのではないかと思っております。

ですので、ご指摘いただきましたように、指標No.16にA評価の結果が出たのかというところをもう少し深掘りする中で、この指標No.15のC評価をもう少し上げることができるようを目指していきたいと思っております。

指標No.13、14につきましては、先ほど赤尾議長がおっしゃった、ボランティア養成講座はやっているが、ボランティアは足りてないという話と同じだと思うのですが、識字・日本語のボランティアのことでいいですと、ボランティア養成講座を受けた方はたくさんいらっしゃるんだけど、実際なかなか結びついてないというのが事実ありますので、その辺りは、なぜ結びつかなかったのか、場所的な問題であるとか時間的な問題であるとか、そういう外的な要素もあるんですけども、ボランティア養成講座を終えられた方のその後のことについての分析も必要かなというふうに内部で話をしておりますので、そういったことを進めていけたらというふうに思っております。

【赤尾議長】

令和7年度に向けて、この進捗が少しでもよくなることを期待申しあげたいと思います。それでは、以上をもちまして本件の審議を終了いたします。